

令和7年度千葉県入院者訪問支援事業業務委託 企画提案募集要領

1 事業の目的

本事業は、精神病床を有する医療機関（以下「精神科病院」という。）の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、訪問支援員が精神科病院に訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

2 業務の内容

別添「令和7年度千葉県入院者訪問支援事業業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

令和7年6月1日から令和8年3月31日までとする。

4 業務委託料の限度額

2,430,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5 応募資格

次のいずれの要件も満たし、県内全域に対応できる法人又は複数の法人で構成された共同事業体（以下「グループ」という。）とする。

- （1）法人格を有すること。（グループの場合は、当該グループを構成する各法人が法人格を有すること。）
- （2）精神障害者に対する相談支援に携わった実績がある相談支援事業者等を所管する法人格を有する団体であること。
- （3）ピアサポーターの活用又はピアサポーターとの連携の実績がある相談支援事業者等を所管する法人格を有する団体であること。
- （4）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

- (5) 組織の運営に関する規則（定款・会則等）を有し、責任者が明確であること。
- (6) 業務の達成及び事業の計画の遂行に必要な組織・人員を有していること。
- (7) 業務の達成及び事業の計画の遂行に必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (9) 特定の公職者（候補者を含む。）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

6 企画提案の提出書類

- (1) 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・ 5部（正本1部、副本4部）

- ア 1団体1提案とすること。

- イ A4で作成すること。

- (2) 企画提案書に必要な資料

- ア 表紙・企画提案の概要・・・・・・・・・・・・ 様式1及び任意様式
(プレゼンテーションを念頭に作成願います)

- イ 法人の概要・・・・・・・・・・・・・・ 様式2

- ウ 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・ 任意様式

- ※ 経費の区分例

- 人件費（受託業務従事者人件費）、報償費（訪問支援員謝金等）、旅費（訪問支援員等の交通費）、通信運搬費（郵便、電話料等）、使用料及び賃借料（備品借り上げ料等）、印刷製本費（リーフレット、会議資料等の印刷費）、役務費（保険料等）、消耗品費（事業実施をする上で必要な消耗品等の経費）その他

- エ 定款又は規約

- オ 直近決算期における財務諸表（貸借対照表、損益計算書）

- カ その他参考資料

- ※ 必要事項が記載されていれば別様式でも可とする。

- キ グループによる応募に当たっては、グループ構成員となる全ての法人等の上記関

係書類に加え、次の書類を提出すること。

(ア) グループ応募届・・・・・・・・・・・・・・ 様式3

(イ) グループ構成団体業務分担表・・・・・・・・ 様式4

(ウ) グループ協定書・・・・・・・・・・・・・・ 様式5

※ グループ応募に当たっての注意事項

グループにより申請する場合は、グループの名称を設定し、代表となる法人を選定すること。なお、代表以外は、当該グループの構成団体として扱う。

グループの構成員は、他のグループの構成員となり、又は単独で申請を行うことはできない。

7 企画提案の審査

(1) 審査方法

審査は、別に定める審査要領により、提出された企画提案書を基に下記により行う。

その方法は、提案参加者から提出された企画提案書の書面審査及びプレゼンテーションを実施し、最も優れた提案者を選定する。なお、審査は非公開で行う。

(2) 審査基準

企画提案書の審査に係る審査基準は別紙1及び別紙1－2のとおり。

(3) 選考の時期

プレゼンテーション 令和7年5月下旬の予定（別途応募者に連絡）
オンライン

※ 審査結果については、決定後、速やかに応募者に通知する。

8 欠格条項等

(1) 企画提案書が提出期限までに提出されない場合

(2) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 企画提案書に虚偽の内容が記載されている場合

(4) 企画提案書の内容から事業の遂行に著しい障害が見込まれる場合

(5) 応募資格のない者が企画提案書を提案した場合

9 契約締結等

採用内定業者と内容、経費等について再度調整を行った上、予定価格の範囲内で、令和7年6月1日に委託契約を締結する。

10 その他注意事項

(1) 企画提案関係

- ア 企画提案に必要な費用は、提案者の負担となる。
- イ 提出された企画提案書は返還せず、また、差し替え・修正には応じない。
- ウ 企画提案、契約その他の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約関係

- ア 委託料の支払いは、原則として精算払いとするが、請求により前払いすることができる。
- イ 契約に当たっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の100分の10以上を契約保証金として千葉県に納めるものとする。
なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- ウ 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 秘密の保持

提出された企画提案書は、委託事業者の選定以外の目的に使用することはない。

11 提出方法及び提出期限

(1) 提出方法

下記12の提出先に以下のいずれかの方法で直接提出すること。

- ア 持参（受付時間：平日午前9時～午後5時）
- イ 郵送（書留郵便に限る。）
- ウ 電子メールにより提出する場合

「12 提出先及び問合せ先」記載のメールアドレス

※送信可能なデータ容量の上限は7MBであるため、送信可能な容量で提出すること。

また、必要に応じて暗号化する等の処理をすること。

(2) 提出期限

令和7年5月16日（金）午後5時必着

（持参、郵送、メールいずれの場合も上記日時に必着）

1.2 提出先及び問合せ先

（1）提出先

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課精神保健福祉推進班

〒260-8667 千葉市中央区市場町1-1

電 話 043-223-2680

FAX 043-221-3977

メール seishnf@mz.pref.chiba.lg.jp

（2）問合せ期限

令和7年5月12日（月）午後5時

問合せは、メール又はFAXで、「別紙2 質問書」によること。

回答は、上記期限までに受け付けた全ての問合せについて、同期限までに問合せをし、又は企画提案書の提出をした全ての者に対し、令和7年5月13日（火）に、メール又はFAXにより行うものとする。

企画提案書の審査に係る審査基準

評価項目	審査内容（着眼点・評価のポイント）
事業の的確さ、有効性	(1) 事業の目的と合致した効果的な提案内容となっているか
	(2) 業務の年間スケジュールが計画的で、適切な構成となっているか
	(3) 相談受付及び病院等との連絡調整を担うために必要な能力・経験を有する人員が配置されているか
	(4) 精神科病院及び関係機関に対し、本事業の理解促進に向けた働きかけを効果的に実施することができるか
	(5) 訪問支援員の業務終了後のフォローアップ体制がとられているか
	(6) 実務者会議の開催方法は、効果的なものか
	(7) 業務の効果測定、課題及び改善策の精査（提案）を行っていくための方法が具体的かつ効果的なものか
事業の実現性	(8) 想定する従事者は明確で、実現可能性が高いか
	(9) 精神科病院及び地域支援機関等との連携構築に十分な体制はあるか
	(10) 経費の積算根拠や内訳は適当か、算定金額は妥当か
専門性	(11) 障害者ピアサポートの推進に関し、豊富な知識や経験を有しているか
実績	(12) 精神障害に関する知識や理解があるうえ、相談支援の実績を豊富に有しているか
組織の安定性	(13) 安定的な事業運営ができる組織や体制、外部とのネットワーク、財政基盤があるか

グループ応募に係る団体審査基準

審査対象項目	審査内容
グループで応募する団体に係る確認事項	(1)グループの設立の経緯は明らかになっているか。
	(2)グループ応募する必要性・理由は妥当なものか。
	(3)構成団体の役割分担及び責任分担は明らかになっているか。

別紙2 質問書

令和 年 月 日

法 人 名		
質問者連絡先	担当部署名	
	担当者職・氏名	
	電話番号（内線番号）	
	F A X 番号	
	メール	

質問項目	

注) 質問内容は、項目ごとに別紙に作成すること。